

特 集 **3**

フリーランスのために 職能労働組合ができること

つちや まなぶ
土屋 学

●日本音楽家ユニオン・全国本部代表運営委員

1. 組織紹介

この度は執筆の機会をいただき、感謝申し上げます。1998年8月号に音楽ユニオンの組織紹介を掲載させていただく機会がありました。本稿執筆にあたり当時の原稿を読み返したところ、演奏機会の確保、新しい技術による機械的失業など四半世紀を過ぎてもなお抱える課題の本質に大きな変化がないことに驚きました。

本稿では、フリーランスのために職能労働組合ができることをテーマに、音楽家をとりまく諸課

題と、それらへのとりくみを紹介します。

その前に、私たちをご存知ない方のために、簡単に組織紹介をします。

音楽ユニオンは1983年10月にプロの音楽家で構成する単一の職能労働組合として結成され、法人格を有しています。最大の特徴は、演奏家だけではなく、作詞・作曲・編曲から音響や事務などのスタッフに至るまで、音楽に関連するあらゆる職業に就くフリーランスもオーケストラ等で雇用契約を結んで働く音楽家も個人加盟している点です。

以来、働き方の別を超えて「音楽家の社会的・経済的地位の向上」を目標に運動を推進し、2023年に結成40周年を迎えました。



タンゴとビッグバンドによる演奏（3・19「ミュージックの日」コンサート）



目標達成のための具体的な活動として、主に①基準演奏料（ミニマム・スケール）の締結、②国への文化政策提言、③市民と協力して生演奏の場を拡大することを、音楽家の組合らしく演奏を通じて実現を図っています。

その一例が、毎年3月に3（ミュー）1（ジッ）9（ク）の語呂合わせから、3・19「ミュージックの日」コンサートと銘打ち、音楽家の置かれた状況を広く社会に訴える活動を30年以上つづけています。

2. 文化芸術をとりまく環境 ～余暇・娯楽から産業への転換

2017年、国はそれまでの文化政策を一変しました。これまで文化は国民の余暇・娯楽として扱われてきましたが、2017年6月に内閣府立案の「経済財政運営と改革の基本方針2017」が閣議決定されると、文化は一夜にして「産業」へと転換しました。

これは増え続けるインバウンドによる経済効果を利用し、日本の文化資源を活用した「稼ぐ文化」を標榜し、文化GDPを2025年までにGDP比3%程度=18兆円までに拡大することをめざすものでした。

音楽ユニオンは結成当時から、音楽家は音楽という産業に従事する労働者であり、労災など社会保障制度を適用すべきだと訴えてきました。その意味では、2003年に起きた新国立劇場合唱団員争議は、文字通り音楽家の労働者性をかけた大争議となりました。

国立の施設に付属する合唱団でありながら社会保障の適用はおろか、3年ごとのオーディションで団員を入れ替える偽装請負的な契約を締結していました。10年以上の裁判闘争を経て、最高裁判所において労組法上の労働者性を確認するにいた

りました。

このような長期裁判となった背景には、国が音楽家特有の働き方を把握してこなかったという遠因があると感じています。

2017年の政策転換により近年、文化庁予算に文化芸術分野で働く人々の実態調査費用が計上されるようになります。しかし、少ない予算と人手では限界があります。2024年度の文化庁予算は1,062億円、国家予算の0.09%に過ぎません。

そこで音楽ユニオンでは1990年代に「超党派音楽議員連盟」を組織し、「文化省」創設運動を進めてきました。現在は多ジャンルの芸術団体で組織する「文化芸術推進フォーラム」を事務局とし、音議連も「超党派文化芸術振興議員連盟」（以下、文芸議連）へと発展的に改組し「文化芸術省」の創設をめざしています。

以上、文化政策の変遷を概観しましたが、次項では具体的な課題について述べてゆきます。

一般会計に占める文化庁予算の割合

(単位：百万円)

	国家予算	文化庁予算	割合 (%)
2014	113,213,800	103,592	0.092
2015	107,393,100	103,793	0.097
2016	109,937,900	103,965	0.095
2017	112,219,100	104,272	0.093
2018	109,721,500	107,729	0.098
2019	113,897,500	106,709	0.094
2020	115,533,300	106,715	0.092
2021	106,609,700	107,500	0.101
2022	107,596,400	107,555	0.100
2023	114,381,200	107,700	0.094
2024	112,071,700	106,200	0.095

毎年、増えてはいるものの、国家予算に占める割合は世界各国と比べて著しく低い

3. 昨今のフリーランスをとりまく環境と対応

1) コロナ禍と社会保障

① フリーランスの社会保障の脆弱性

音楽家の権利獲得の歴史は、必ずしも平たんではありませんでした。組合結成につながった燃え上がるような権利意識も、法律の整備や社会常識の変化により、穏やか（？）だった時期もあります。

雰囲気が一変したのは2020年2月26日に政府から突如発表された新型コロナウイルス感染防止を目的とした「イベント自粛要請」と、「不要不急」という言葉、そして給付額に差をつけた「臨時休業保護者支援」でした。

政府は「要請」という言葉を使うことで支援策を示すことなく「三密」を口実にライブハウス・劇場を感染源と決めつけ、私たちは生業を失いました。

一方、海外に目を転じると、同時期のドイツやフランスでは、1970～80年代に整備された社会保障制度からフリーランスの芸術家たちへいち早く生活支援金が給付されると共に、文化大臣が文化芸術の必要性を訴える姿に、隔世の感を抱いたものです。

日本におけるフリーランスの社会保障の脆弱性は従前より指摘されてきたことではありましたが、コロナ禍で顕在化した危機を福に転ずべく、私たちはすぐさま音楽家の命と生業を守るとりくみを開始しました。

まずは声明を発出し、音楽家だけでなく文化芸術業界全体への経済的支援の必要性を訴えました。続いて、支援を引き出すには科学的根拠を持った数字が必要と考え、被害の実態調査を実施しました。

集計結果への反響は大きく、文芸議連をはじめ関係団体と連携して調査結果を関係省庁や各政党に示し、このままでは文化芸術の灯が消えるとして、前例のないことでしたが所得を失った文化芸術関係者への支援金支給を要請しました。

一連の行動は大きな成果を生み、紆余曲折を経て特別定額給付金や持続化給付金、月次支援金、さらには文化庁第二次補正予算で「文化芸術活動の継続支援事業」として506億円が計上されるに至りました。継続支援事業で音楽ユニオンは、申請に必要な「プロ認証」を発行する統括団体として微力ながら役目を果たしました。

その他、フリーランスで国民健康保険に加入している場合、コロナ罹患時に傷病手当金が支給されないことから、制度改定を求め厚労省へ要請するなど、フリーランスの声を代弁する活動を展開しました。

② 文化芸術関係者への社会保障のあり方を模索する議論

コロナの混乱がすこし落ち着くと、フリーランスの社会保障制度改善を求める機運が一気に盛り上りました。

もともと1980年にユネスコが発表した「芸術家の地位に関する勧告」では、フリーランスの芸術家にも他の産業の労働者と同等の社会保障を提供することが勧告されています。日本も勧告を批准していますが、適切な施策が追いついていません。

実はコロナ禍に先立つ2019年、俳優を中心にフリーランスとして働く芸能従事者を対象とした労災特別加入制度の創設を求める運動が始動しました。

音楽ユニオンでも議論を重ね、労働者性の確立との間で葛藤もありましたが、俳優はアクシ

ヨンにおいて事故が多いこと、音楽家も日々異なる現場で演奏するなど移動が多いことから、何も補償がない状態を少しでも是正するとりくみに賛同しました。

様々な評価があることは承知していますが、特別加入制度を足掛かりにフリーランスへの社会保障の必要性を訴え、労基法上の労働者と同等の制度適用をめざすこととしました。

2021年1月、芸能従事者等を対象とした労災特別加入制度が官報に公布されました。現在ではフリーランス法の施行にあわせ、全職種で特別加入が認められるようになりました。

特別加入制度創設と並行して、コロナ禍を教訓に前出の文化芸術推進フォーラムと文芸議連が協力し、ドイツ・フランス・韓国などを参考に、フリーランスの社会保障制度のあり方について議論しています。労災やキャンセル時の収入保障などハードルは高いですが、フリーランスが安心して活動に集中できるよう知恵を出し合っています。

2) インボイス制度

「三密回避」「おうち時間」の徹底により、エンターテインメント業界のコロナ禍からの復興は遅々として進まず、自粛要請から2年経った2022年の興行実績は2019年比で6割程度に止まっています。そこに追い打ちをかけたのが、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度です。

そもそも音楽家は労務の対価として演奏料を受け取っていることから、それは労基法上の賃金と考えるべきだという私たちの声も、国会での「消費税は預り税ではないため益税は存在しない」との答弁（令和5年2月10日、衆議院内閣委員会・金子財務大臣政務官（当時））も、益税批判の圧倒的世論の前にかき消されそうになりました。

2022年10月、制度の認知度や予想される影響に

ついてアンケート調査を実施し、集計結果を関係省庁等へ提出しました。その他、関係団体と協力しながら制度廃止を訴えてきました。残念ながら制度廃止には至りませんでしたが、それでも2022年12月の「令和5年度税制改正の大綱」において「激変緩和措置」が設けられ、一定の効果を発揮しました。

後述するフリーランス法でも触れますが、パワーバランスが不均衡な状態で発注者と受注者が消費税の扱いについて議論することはとても困難で、そこには行政による一定の介入が不可欠だと考えています。

2024年4月、改めてアンケートを実施しましたが、前回同様、制度への不満は高い数値を示しています。今後も労働者性の確立と合わせて、対応してゆきたいと考えています。

3) フリーランス法

文化芸術分野におけるフリーランスの働き方の改革は、思わず方向からやってきました。2020年6月、全世代型社会保障検討会で「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン（案）」策定の方針が決定し、同年12月にパブリックコメントが募集されました。

続いて2022年9月に「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」、2024年5月には「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（案）」に対する意見募集が行われ、同年11月にフリーランス法（以下、フ法）が施行されました。

産業へと転向して7年を経て、ようやく商取引の原点である契約のあり方にたどり着きました。しかしその内容は、必ずしも十分なものとは言い切れない面が多くあります。

最大の課題は、従来の口約束から近代化し契約書文化を根付かせようとする意図は良いのですが、



インボイス制度同様、発注者と受注者の力の差を当事者間の話し合いに委ねている点にあります。

韓国では文化芸術を9分野65種に分け、国が介在する形で「標準契約書」を作成し、パワーバランスの均衡を図っています。その成果は目覚ましいものがあり、2023年度の韓国における知的財産の貿易収支は約300億円の黒字を記録しています。

もうひとつは、中間事業者を挟んだ場合の契約のあり方に言及していない点です。文化芸術分野は多くの専門家が多層的に協力し合うことで優良な作品を作り上げるという特性があります。しかし、フ法では三面契約や中間事業者の存在を十分に想定していないため、産業固有の課題には効果を発揮することができずにいます。

三つ目の課題は、キャンセル規定、社会保障にいっさい触れていない点です。現在、宿泊業をはじめ飲食店など各種サービス業において、キャンセル料規定は常識となっています。

しかし文化芸術分野では、台風などによる興行中止や番組制作費の削減による出演料の減額や未払といった最終的なリスクは、出演者に押し付けられがちです。日々の活動による収入が頼りのフリーランスにとっては、文字通り死活問題です。しかし、フリーランスの音楽家のような弱い立場では、「次の機会に声をかけるから」という社交辞令を信じ、受け入れざるを得ないのが現状です。

さんざん悪口を述べてきましたが、フ法には他にはない良い点もあります。その最たるもののが、ハラスメント防止を規定したことです。

2019年6月に「女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法が改正されました（2020年6月1日施行）。これにより事業主にハラスメント防止措置が義務化されましたが、フリーランスへの防止措置は努力義務に止まっています。

私たちは関連団体と協力して、先に記した二度にわたるパブリックコメントをはじめ、厚労省への申入れなど機会あるごとにハラスメント防止の徹底を要請してきました。成立したフ法の条文をみると課題がない訳ではありませんが、法律施行令を含めハラスメント防止が成文化されたことは、大いに評価したいと考えています。

最後に、フ法において私たちが訴えたいことは、本法の趣旨を体現するには、発注者側の理解が不可欠だということです。

フ法施行の直前、とある大手出版社が労務費を最大で約40%引き下げるることを受注者に迫る事件が発生しました。フリーランスと雇用労働者は就労条件が異なるだけで、ともにひとつのものを創造する仲間であることを常に意識していただきたいと願っています。

音楽ユニオンでは現在、るべき契約書の雛形、そして契約書の要点をまとめたチェックシートの作成を進めており、少しでも安心して活動できる契約内容を提唱してゆきます。

また、3年後の法律改訂に向け、会員からの実態聴取、関係団体との勉強会などを通じて意見の集約を図り、発注者・受注者双方が納得して契約を結べる環境を醸成してゆきたいと考えています。

4) A I 技術と音楽文化

本稿冒頭、1998年と本質的に変わらない課題が継続していると述べました。ここまででは就労環境について述べてきましたが、続いては機械的失業についてお話しします。

技術の進歩により本来、音楽家がするべきことが機械にとって代わられることを「機械的失業」と呼びます。古くはレコードの登場、カラオケの発明、そして1990年代はコンピューターの進歩でした。

その度に音楽家は、著作権および実演家の権利

を守る著作隣接権を改定し、経済的補償を受けられる仕組みを構築してきました。それにより創造→利用→享受の「創造のサイクル」が生まれ、私たちはそれらを糧に生活し、活動を継続してきました。

しかし2018年、著作権法30条の4が改訂され、そのサイクルは崩壊の危機に瀕しています。ここ数年で急激に身近な技術となった人工知能=A I。著作権法30条の4は、A I開発段階においては権利者が自衛の策を講じない限り、無断・無償で必要な範囲において著作物を利用できるとしました。

Chat GPTの出現、そして2023年のG 7広島サミットで主要議題のひとつとしてA I利用のあり方が議論されると、にわかに社会的注目を集めました。

文化庁においても同年7月に第23期文化審議会著作権分科会法制度小委員会において、生成A Iと著作権に関する論点整理が開始されました。しかし、ここで審議は、現行の著作権法とA I技術の関係を整理し「(法の)解釈に当たっての一定の考え方を示す」ことに止まり、現状の課題に法律が追いつく機会を逸してしまいました。

なぜなら、著作権法30条の4は海賊版サイトの利用を制限していないため、いくら権利者が利用制限の措置を講じたとしても効果は限定的なのです。著作物を保護し、文化の発展に寄与することを目的に定められた著作権法を根底から否定する事態を放置した中で、文化は発展し得るのでしょうか？

もちろん、新しい技術により、これまで表現することができなかつたことが可能になることもあるでしょう。重労働であった作業が軽減されることで、創造に充てる時間が増えることもあるでしょう。しかし生成A I技術は、演奏も含めた音楽家のあらゆる仕事が、表現する心を持たない機械

にとって代わられる可能性を秘めており、大きな脅威となっています。

E Uでは、A Iという未知の技術が人間と共に存し得るものなのか、という根本的疑念から議論を重ね、A Iの用途にあわせ開発の段階を制限することを検討しています。デカルトが説く「我思う、故に神あり」という方法論的懷疑は、文化が社会に対して疑問を呈する役割と通底しており、文化の社会的役割への理解の差に、我々が果たすべき役割がまだまだあると実感します。

また、機械的失業に対応する新たな経済的補償制度については、議論の緒にも就いていません。音楽ユニオンとしては、いかに経済的権利を守りながら新しい技術を活用し、作品を創造できるのかに着目し、これからのおもてなし文化のあり方を模索して参ります。

4. まとめ ～職能労働組合ができること

以上、フリーランスをとりまく環境と音楽ユニオンのとりくみを紹介してきました。最後に改めて、職能労働組合がフリーランスのためにできることをまとめたいと思います。

ひとつは、コロナ禍で体験したように、社会そして世界との窓口であるということです。

特定の所属集団を持たないフリーランスの音楽家には、身の回りで起きている課題を他者と共有したり、解決したりする術が限られています。音楽ユニオンには音楽に関するあらゆる役割のプロフェッショナルが所属しており、それらの課題を専門知識や経験を持つ仲間の支援を得て解決したり、社会や政治へ声を届けたりすることができます。



表現の不自由展を巡り

助成打ち切りを決定した文科省への抗議行動



オンライン上にあふれるコンテンツにかかる著作権・著作隣接権のあり方を各国の音楽ユニオンと議論（@国連大学）

もうひとつは、新しい法律の解説や制度活用法などの情報提供と、国へ労働環境や課題等を知らせる統括団体としての役割です。

音楽家の置かれた社会的状況や法的不備を敏感に察知して掬い上げる。さらに、文化芸術に携わる人々が社会機構に不可欠な要素として認識されるよう努めることで、音楽家の社会的・経済的地位を向上させることが職能労働組合としての最大の役割と考えています。